

第 3 0 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平 成 2 6 年 6 月 6 日 (金)

射 水 市 役 所 布 目 庁 舎 301 号 室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第123号から第126号)
日程第4 議事(議案第123号から第126号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出 席 委 員 (2 1 人)

2 番	山崎 良吉	3 番	熊西 忠治
4 番	土合 正夫	5 番	中井 敏男
6 番	山下 隆之	7 番	横山 實
8 番	石井 寿男	9 番	前花 敏子
10 番	山崎 秋夫	11 番	永森 薫
12 番	三島 博	13 番	大松 治雄
14 番	舟木 康眞	15 番	杉森 雅弘
16 番	山本 久雄	17 番	水元 睦雄
18 番	前田 進	19 番	向井 隆一
20 番	山谷 孝芳	21 番	田中 智浩
22 番	佐伯 洋作	23 番	橋爪 秀夫
24 番	永野 邦夫		

欠 席 委 員 (1 人)

1 番 石庭 文男

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第123号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第124号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第125号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第126号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第123号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第124号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第125号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第126号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 明神 栄 庶務係長 堀 修二
主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫 主 任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（舟木会長）

ただいまから、第30回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「17番 水元委員」「18番 前田委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第123号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第123号農地法第3条の3第1項の規定による届出の
受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第124号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第124号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理
について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第125号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第125号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第126号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第126号 農地法第18条第6項の規定による通知等につい
て議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

(議案第123号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第123号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の5ページをご覧ください。
今回は5件ございます。

【議案第123号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった5件のうち、

- 1番は譲渡人が離農のための所有権移転です。
 - 2番は貸人経営規模縮小による使用貸借権の設定です。
 - 3番は譲渡人離農のための所有権移転です。
 - 4番は譲受人経営規模拡大のための所有権移転です。
 - 5番は譲受人経営規模拡大のための所有権移転です。
- 以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第123号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第123号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第124号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第124号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書6ページの議案第124号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第124号を議案書をもとに朗読】

1番は農家分家住宅とするための転用申請です。

2番は工場・駐車場の敷地拡張の転用申請です。

3番は車両置場とするための転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番の件について向井委員よりお願いします。

向井委員

議案第124号の1番について説明します。

借人は貸人の長男であり、市のアパートで妻と二人で生活しています。

近々、借人夫妻には出産の予定があり、アパートでの生活では手狭になることが予想されます。また将来の農業の継承するため近辺にて住宅用地の売地を探しましたが見つからず親と相談した結果、実家の所有する敷地及び所有する農地の一部を使用して建築することとなりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番の件について水元委員よりお願いします。

水元委員

議案第124号の2番について説明します。

譲受人は、ペットフードの製造販売業をしている法人です。

現在、資材の保管場所が複数存在し、生産効率がよくない状況にあります。

また現在の生産能力では対応できなくなっており敷地を拡張し、工場を増設することで解消を図りたいとのことです。また工場を増設に伴って従業員を新規に雇用する必要もあるため、あわせて駐車場を拡張する計画であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3番の件について前花委員よりお願いします。

前花委員

議案第124号の3番について説明します。

譲受人は地内で土石販売業、土木建築業を主業とする法人です。現在ホイールローダーを25台所有しており借地で保管しておりますが賃貸借契約の解消に伴い、新たな車両置き場を確保する必要に迫られました。

申請地は本社に隣接しており、管理が容易に行え、また国道にも本社敷地の通路を通して出入りでき、車両置き場として最適と思われるため、今回の申請となりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第124号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、農家分家住宅とするためであり、隣接する土地との一体的な利用としての要件も満たしていることから、転用はやむを得ないと判断します。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、工場・駐車場の敷地拡張するものであります。既存地面積の2分の1までの拡張の要件を満たしていることから、転用はやむを得ないと判断します。

3番については、申請地は宅地・道路に囲まれた低生産性小集団農地であることから、これを2種農地と判断します。

今回の転用目的は、土石販売業、土木建築業を営む事業者の車両置場とするためであり、周辺の農地に及ぼす影響はないと思われ、転用はやむを得ないと判断します。

議長(舟木会長)

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起る)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第124号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第124号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第125号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第125号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について議題といたします。

本議案に関する説明を事務局より求めます。

事務局（堀）

議案書 7 ページ議案第 1 2 5 号をご覧ください。

今回の承認申請は 1 件でございます。

議案書に基づき、ご説明いたします。

【議案第 1 2 5 号を基に朗読】

申請地は、平成 〇 年〇月に駐車場として農地転用許可済みであります。許可後、埋蔵文化財の本調査が必要であることが判明し、駐車場に転用することを断念しました。この度、山林として残すことへの事業計画の変更承認申請を行うことになったものです。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありました。本議案に関する質問等はありませんか。
（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 1 2 5 号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 1 2 5 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第 1 2 6 号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 1 2 6 号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による案件は 1 議案 2 件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第126号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第126号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第30回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時55分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

総会開催日：平成26年7月7日（月）午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号会議室

農業委員会視察研修会について

実施日：平成26年6月26日（木）～28日（土）
視察先：北海道洞爺湖、湯の川

議 長 舟 木 康 眞

署名委員 水 元 睦 雄

署名委員 前 田 進

第三〇回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十六年六月十日
至 平成二十六年七月一日